

緊急事態宣言発令中！！

不要不急の外出自粛・マスク・消毒 感染防止にご協力ください。

【新型コロナウイルス感染症の影響被害を受けた中小企業者の皆様への支援策】

◆中小事業者一時支援金◆（朝倉商工会議所が事前確認機関です）

申請締切：令和3年5月31日（月）

対象者：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていて、令和元年比又は令和2年比で令和3年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少している事業所。

給付額：2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - (2021年の対象月（1～3月から選択）の売上×3ヶ月）

中小事業者法人等 上限60万円 **個人事業者等 上限30万円**

◆朝倉市中小事業者等事業継続緊急支援金◆

申請締切：令和3年6月30日（水）

対象者：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていて、令和元年比又は令和2年比で令和3年の1月、2月又は3月の売上が15%以上減少している事業所。

国の一時金の給付対象でないこと。（福岡県の一時支援金との重複申請は可能です。）

給付額：**法人 一律20万円** **個人事業者 一律10万円**

◆【第6期、第7期】福岡県感染拡大防止協力金◆

申請締切：令和3年6月30日（水）

対象者：福岡県による要請に応じて、下記の要請期間に営業時間短縮を行った飲食店。

【第6期】福岡県感染拡大防止協力金 給付額：1日当たり2万5千円～7万5千円 ※売上高で計算
営業時間短縮の要請期間：**令和3年5月6日から5月11日まで**

【第7期】福岡県感染拡大防止協力金（①+②）

給付額：①1日当たり4万円～10万円 ※売上高で計算

②酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が「休業」又は「酒類又はカラオケ設備の提供を取り止めて時間短縮をした場合、家賃月額×2/3

※上限20万円

営業時間短縮の要請期間：**令和3年5月12日から5月31日まで**

※会議所会館テナント募集※

場所：朝倉商工会議所 2階
広さ：35.00㎡（10.59坪）
賃料その他詳細は会議所までお問合せ下さい。

<労働保険事務組合からのお知らせ>

事務組合にご加入の事業所様へ

年度更新は6月1日～6月11日です。

期限内に印鑑ご持参で会議所にお越しください。

朝倉商工会議所

〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 問合先:TEL:22-3835 FAX:22-5166